

事務連絡

令和3年4月13日

建設関連業者各位

吹田市総務部契約検査室長

新型コロナウイルス感染症を踏まえた工事及び業務の対応について

この度、令和3年4月1日に大阪府を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたところです。皆様方におかれましては、既に感染拡大防止の取組を講じていることと存じますが、重ねて下記について御留意いただきますようお願いいたします。

記

本市が発注する工事等における感染拡大防止措置等につきましては「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」等を参考に、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じるなど、適切な御対応をお願いいたします。

以上